

パブリックコメントの回答について

「多治見市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和6年5月8日から6月7日まで募集し、1名から1件の意見が提出されました。

いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>1. 「医療的ケア運営協議会の設置」について</p> <p>医療的ケア運営協議会の委員に栄養士が入っているのに理学療法士や障害福祉関係者等が委員に入っていない理由は何か。「医療的ケアの実施」に限定したものであるからか。「医療的ケア実施」をすることで当事者がどんな教育環境で生活できるとよいのかを協議する場ではないのか。</p> <p>厚労省及び文科省からの平成28年6月の通知文「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」には「支援の連携体制に努めること」と記されているが、それは福祉部局の課題であるか。</p> <p>2. 「校内医療的ケア安全委員会」について</p> <p>対象児の「個別の教育支援計画」を作成する際には、地域での在宅生活での医療的ケアや支援の情報が欠かせないと思うが、訪問看護師、訪問歯科衛生士、放課後等デイサービスで支援している看護師等が委員に入っていない理由は何か。校内の医療的ケアが安全に実施されることだけを目指すとする委員会ということか。</p>	<p>医療的ケア運営協議会は、医療的ケアの実施又は不実施の検討及び医療的ケアの実施にかかる環境の整備を行う場としています。医療的ケア児が安心安全に学校生活を送るための医療的ケアの実施方法、緊急時の対応方法等を協議する「医療的ケアの実施」に限定したものとなります。</p> <p>本運営協議会の委員は、教育委員会が必要と認める者も委員として委嘱するため、福祉関係者等も必要に応じて委員とする予定です。医療的ケア児の個々の状況に応じて、学童保育の支援員、放課後デイサービスの職員等、福祉関係者の参加も想定しています。</p> <p>「医療的ケア個別マニュアル」は、医療的ケアに限定したものとなります。医療的ケア児は、医療的ケアを実施すれば、医療的ケア児ではない児童生徒と同様な教育が受けることができるようにするためのもので、特別支援教育の「個別の教育支援計画」とは別のものとなります。</p> <p>「校内医療的ケア安全委員会」は、校内の医療的ケアを安全に行うための委員会となります。複数の医療的ケア児を対象としますので、訪問看護師等を委員としてはいませんが、必要に応じて情報交換し、その内容について本委員会で情報共有します。</p>

3. 本人や家族は誰に相談すればよいか

医療的ケアが実施される対象児となつてから、本人や家族が学校の医療的ケアの内容、関わり、学習内容や教育環境について不安を生じた場合には誰に相談したらよいか。

校内安全委員会に本人や家族が入れないとすれば、すぐに相談できる場所は「医療的ケア実施体制ガイドライン」で示されるのか。

4. 医療的ケア児の家族への支援は

医療的ケアに使用する日用品等を学校で預かってもらえないという話しも他の地域では聞く。自家用車で送迎するものの駐車場が教室まで遠かったり、雨の日は濡れながらだったりするとも聞く。登校する準備に30分以上かかる医療的ケアの児童もいて保護者の健康状態が悪ければ休まないといけないこともある。学校生活での些細な部分かもしれないが対応の工夫をお願いします。

医療的ケアの内容については、医学的な判断が必要となるため、保護者は主治医に相談しています。学校での医療的ケアは必ず主治医の指示書に基づき実施しています。

医療的ケア児は、医療的ケアを実施すれば、学習内容についての支援は必要ない児童生徒となり、学習支援が必要な場合は、特別支援教育支援でサポートします。

医療的ケア児への関わりや教育環境については、教育委員会や学校（看護師、担任等）を相談の窓口としてご案内しています。

学校は、集団生活となりますので、保護者からの要望の中で対応困難なものもあるかもしれませんが可能な限り、保護者の思いに十分配慮しつつ実施しています。医療的ケア児が安心安全に教育を受けられることを第一としています。